

京都市告示第249号

平成28年9月8日京都市告示第286号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和元年7月19日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人グローバル人材開発センターに対する寄附金	京都市上京区甲斐守町97番地 西陣産業創造会館2階	当該法人の主たる目的である業務	平成28年4月1日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)